

文 教 く ら し 委 員 会 記 録

開催日時 平成31年3月5日(火) 13:04～14:34

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

阪口 保 委員長
田中 惟允 副委員長
中川 崇 委員
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
宮本 次郎 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 4名

議 事

(1) 議案の審査について

平成31年度議案

議第18号 奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第26号 奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特
例に関する条例の一部を改正する条例

議第33号 奈良県消費者教育推進計画の変更について

平成30年度議案

議第128号 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

(2) その他

<会議の経過>

○**阪口委員長** ただいまから、文教くらし委員会を開会いたします。

本日は、議員提案条例の説明のため和田議員が出席されていますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対し、4名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。なお、この後傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、知事提出議案の説明については、2月13日及び2月22日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、まず、平成30年度議案、議第128号、奈良県部落差別の解消の推進に関する条例について、提案者である和田議員より説明願います。

○**和田議員** 議第128号、奈良県部落差別の解消の推進に関する条例について説明いたします。

部落差別が今なお存在しており、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国で部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。本県においても部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指すため、部落差別に特化した個別の条例を制定しようとするものであります。

この条例については、昨年12月以降、政策検討会議で5回検討いただきました。また、パブリックコメントも実施し、322名の方から意見の提出があり、いただいた意見を踏まえ、条文を一部見直した上で、成案として取りまとめたものです。

委員の皆様におかれましては、この条例の趣旨をご理解賜り、ご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**阪口委員長** ただいまの説明について、提案者に対する質疑があれば、ご発言願います。

○**宮本委員** 何点か、質疑させていただきたいと思います。

まず、部落差別というものが、ご承知のように封建制の時代の身分差別制度、階級制度

に端を発し、近代に至るまで、経済的格差や市民的・社会的自由が制限されるなどの差別が続いてきたというのは、我々記憶にとどめなければならないし、よく周知されているものだと思いますが、現在もなお続いていると言えるのかという思いを私どもは持っております。

そこで、今回の条例の提案理由の中に含まれている、現在も続いている差別の実態というところで言えば、具体的にどういうものがあるのかをお示しいただければと思います。

○和田議員 ご存じのように、インターネット上では、部落地名総鑑のような情報が流れているし、県内においても惹起している部落差別事件だけで8件ほど出ています。このようなことは氷山の一角で、まだまだいろいろな隠れた潜在的な差別事象が起きております。

私個人としても、経験上、例えば結婚、あるいは就職において非常に紹介をはばかるようなことがあります。もちろん啓発のために一生懸命にやりますが、そのような経験があります。そのことを申し添えて、現在も部落差別が厳しくあるということをお答えしておきたいと思います。

○宮本委員 差別が厳しくあるというご認識が示されたわけですが、私は差別と言われるような現象というのは、ほかの分野でも一定あると思うのです。例えば思想差別ということで、日本共産党員であるかどうかはわからないけれど、しんぶん赤旗の機関紙を講読しているというだけで、職場で差別されるということが今もなお起こってたりします。

また、朝鮮半島にルーツがあることをもって差別をされるという人種差別のようなものが日本の国内にもまだあります。もっと言えば、男女差別ですとか、性的少数者であることを理由にした差別もあると思うのです。

ただ、現在は、人々の中にあるそういった差別心が表面化されたとき、あるいは具現化されたときに、厳しく批判をされるような人権感覚が醸成されていると思うのです。その辺の認識を改めてお伺いしたいと思います。

○和田議員 個々の差別的な状況はあります。例えば差別があるということで、先般、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が制定されました。あるいはまた、男女の差別、女性が社会進出を妨げられているということで、男女の雇用機会均等法に基づいて社会に女性が進出するための条例までこしらえました。

このように、国で今、個別法が流れになっておりますが、県においてもそのようにどんどん個別法で対処していくことが求められているのではないかと思います。

○宮本委員 提案者から個別法で対応できるではないかという話がありました。だったら

部落差別の問題だけを条例化するという積極的意義が、私はもう一つ理解できないと。

そこで改めて、今回は部落差別ということですが、ではこの第1条の目的に定められている部落差別のない社会とは一体どんな社会を想定されているのか、その点を改めて伺いたい。一般法制で解消できるという認識を示されたにもかかわらず、部落差別は特別に条例が必要だということで、わざわざこうやって出されているわけです。私は既に部落差別が許されない社会ができていると、今既に達成できているという認識にあるわけですが、ここに定められた部落差別のない社会というものを、提案者のほうではどのようにお考えかを改めて伺いたいと思います。

○和田議員 今のご指摘の、部落差別のない状態というのは、部落というものを、被差別部落を意識しない。被差別部落の人々を意識しない、そのような社会であると考えます。障害者の人たちが当たり前のように社会参加をして共生する、そういう社会と一緒にです。そのように認識をします。

官本委員のほうで、部落差別のない状態とはどういうものか、委員としてのお考えを述べていただきたいと思いますが、できないならば結構です。

○官本委員 質問者ですので答える義務はないとは思いつつも、私の意見を申し述べさせていただきますと、かつて被差別部落と呼ばれた地域が幾つか、私の地元、平群町にもございます。三郷町にもございます。しかし、そういった地域に起こっている、今もなお残っている社会的な格差でありますとか、習慣的にまだ残っているような社会との隔たりを起こすような問題については、一般に広くそういう地域の出身であろうがなかろうが、あるいは平群町のどこに住んでいても、同じように等しく困っている人は助けるといふ社会保障で解決をしていく。そういう中で生活水準の均等化が図られると今既になっていますから、そういう意味では部落差別のない社会が既に達成できていると思っている。これが私の基本認識です。

それでは、次の質問に移りたいのですが、今回の条例の中に、実態調査を行うということがあるのです。政策検討会議の中でも議論をされて、配慮するという事になったようですが、ただ、実際に実態調査をするとすると、部落の定義が必要になってくるということで、先ほどおっしゃったような地名に対する差別心や意識を新たにつくってしまうおそれがあると私は思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○和田議員 実態調査は、部落差別を解明するためのさまざまな切り口で調査をする必要があると思っております。したがって、被差別部落の人たちを対象にした限定した調査は

どうかと、このように思います。それぞれの立場から調査の目的、そして何よりも重要なことは、部落差別を解明するために、例えば所得が社会の中でどうなっているのか、あるいは子どもの状態がどうなっているのか、切り口がたくさんあります。そういう意味で、調査の内容はさまざまです。部落差別を解明するための方法として、被差別部落を調査することに限定すること自体がどうかと思います。

○宮本委員 その答弁の立場に立つのであれば、広く県民全体に経済状況を調査する、あるいは子育て支援の困難な状況を調査するということになりますので、わざわざ部落差別解消推進条例に基づく調査としなくとも、もう既に子育て支援の担当部局、あるいは経済統計の担当部局などで広くやられていると。その中で、元被差別部落と呼ばれていた地域であろうが、いわゆる朝鮮半島にルーツを持つ人たちの地域であろうが、等しく経済的に困難な地域はどんな理由であれ、どんなルーツであれ、保障していく、支援していくような政策につながっていくものだと思うのです。そういう一般化というものこそ差別解消に役立つとは思いますが、そのあたりの認識をお聞かせいただきたい。

○和田議員 例えば虐待を解明するにはそれなりの調査が必要です。同じように、事象としての被差別部落、部落差別があるとした場合の調査の必要はあります。同じように、在日外国人に対する差別を事象として存在を認めるならば、その解決のために調査が必要です。そして課題を明らかにしていくということになると思います。そういう意味で、被差別部落あるいは部落差別は、なぜ意識されているのか。どのような意識がされているのか。これを解明することはとても大事なことであり、施策に反映していく必要があると思います。

○宮本委員 私はあくまでも一般的な調査の中で出てきた事象を等しく解決するという立場に立ってこそ、差別意識を変えていくという先ほど述べた立場だと思うのですが、仮に差別意識があるということは否定できません。誰だって人間は心の中に優越感や劣等感を持ちます。例えば背が高い低いということであったり、あるいは健康の問題であったり。そういうことで自分とはか、人はという思いを持つことがあると思います。それが一件もない社会というのは、実現のしようがありませんので、例えば部落差別の心を持っていきますかというような内心にわたる調査をしないと、差別の実態はあぶり出せないということがあると思うのです。差別の実態調査をしようと思えば、人々の内心に踏み込む調査に行き着かざるを得ないと思います。一般的な調査であれば既にやっているわけですから。

その中で原因として考えられるのは、まだまだこういった朝鮮半島出身の人々が就職、

あるいは学歴をつくっていく上で不利なハンディを背負っているようなことが実態として明らかになって、そういうものの均等化を図る、解消していくという社会保障政策を打たれることによって、人々の中の民族差別を具現化せずに解消できるということだと思っております。それを、いやその原因はやはり朝鮮半島出身の方々なのだからだということにしてしまいますと、新たに差別意識を生むということにつながりませんか。どうですか。

○和田議員 つながりません。調査というものは、およそどれでも当てはまることですが、事象、その問題、社会問題を解明するために具体的にあるものです。そういう意味で、部落差別問題が今日もなお存在しているという限りにおいては、具体的になぜなのかということの特に深めて調査をする必要があります。その点を指摘申し上げておきたいと思えます。

○宮本委員 納得はできないですが、平行線なので、改めてこの部落差別を定義したり調査をすることが、どこに住んでいるかで人を判断したりという新たな差別意識に結びつくおそれがあるということをおし上げておきたいと思えます。

最後に、私がいろいろな歴史を学ぶ中で、やはりかつて被差別部落と呼ばれた地域に特化した教育や、いろいろな運動団体が行った行為などによって、逆に差別の意識が生まれたという要素があったと。こういうことを深く学んで反省に立ったから、この特別措置法が終了して一般施策化されたと思うのです。私はその社会的な経験に立つべきだと思えますし、実際に部落解放運動にかかわってきた人たちの話を伺いますと、差別のない社会というのは、差別を言い立てて解決できるものでもなく、まして取り締まり的な発想では心の奥に潜めてしまうだけだと述べていると、このことが非常に大事な立場だと思えます。

私はこういった条例をつくることについては同意できないということをおし上げて質問を終わりたいと思えます。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして提案者に対する質疑を終わります。

和田議員はご退席願います。

○和田議員 わかりました。どうもありがとうございました。

○阪口委員長 それでは、付託議案について質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

○宮本委員 付託議案で、幾つかお聞きしたいと思えます。

1つは議第26号です。文化財行政を知事部局に移すことについて改めてお伺いしたいと思えますが、今回文化財保護法の改正によって、保存と活用ということが言われる流

れの中で今回の措置になっていると思うのです。ただ、一般的に今我々が懸念をしているのは、保存と活用と言いながら活用が大きくなりすぎて保存が後景に追いやられるのではないか。こういう心配をしているわけです。

せっかくの文化財ですから、その値打ちや魅力をたくさんの方に触れてもらい見ていただくのは大事なことなのですが、これが商業主義的になってしまって値打ちがゆがめられたり、ましてや構造物をつくるなどによって史跡が損なわれるというようなことが全国的にも指摘をされているということで、保存と活用と言いながら保存がないがしろにされるおそれはないのかについて、お伺いしておきたいと思います。

○名草文化財保存課長 文化財の保存について、どのようにこれから担保していくのかという質問だったと把握しています。

文化財は一度失われると、容易に戻すことができない。多くの文化財を次世代に継承していくことは、大切なことであると我々は認識しております。

国においても今回の法改正で、改正法の施行に当たっては、衆参両院において、保存と活用の均衡、保護審議会の役割の明確化・機能強化などが附帯決議されているところです。さらに、文化財保護行政を知事が担当する場合は、専門的・技術的判断の確保、政治的中立性、継続性・安定性の確保、開発行為との均衡、学校教育や社会教育との連携の4つの要請に対応すべきとしております。また、それに加えて文化財保護審議会を必置としているところです。

県教育委員会では昨年末、文化財保護に係るこれからの政策にどう取り組むかについて、「これからの文化財保護の体系」の中間報告をまとめました。その中で、4つの要請に対応すべく、保存修理の透明化・標準化、修理技術者等の人材育成について、取り組むべき施策として上げております。今後、「これからの文化財保護の体系」については、知事部局で策定が進められるようにしっかりと引き続いてまいりたいと思います。

また、当県では平成20年と平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせ、知事部局にスポーツ振興課と文化資源活用課を設置し、奈良マラソンや文化振興大綱の策定など、成果を上げているところです。

さらに、文化財保護に大きな役割を果たしてきた文化財保護審議会については、そのまま知事部局に移管する予定でして、文化財保護行政が損なわれることのないよう慎重に移管準備を進めております。移管後、知事部局において、さらに保存と活用の基本理念と政策体系を整えるための条例制定も視野に入れており、文化財保護は担保され

ている、守っていかれるものと考えている次第です。以上です。

○宮本委員 いろいろ担保されているという答弁だったのですが、実態を見ますと、例えば県や市町村で、学芸員の十分な確保ができていない実態が残されていたり、課題のほうが多く目につくと私は思いますので、そのことを申し上げておきたいと思います。付託議案に関する質疑は以上です。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。
続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○田中副委員長 自由民主党会派として意見を申し上げます。

いずれの付託議案についても賛成することを表明します。以上です。

○粒谷委員 全ての付託議案に賛成とします。

○宮本委員 日本共産党の意見を述べます。

議第18号は、職員定数に関する条例案ですが、教職員の定数削減につながるということです。今非常に学校現場は、人材確保に苦勞されているということで、この削減につながるものは容認できないという立場を申し上げます。

それから議第21号は、手数料条例であります、消費税10%増税を前提にしたものだということで、反対いたします。

議第26号は、先ほども質疑をしましたが、文化財行政を知事部局に移すものということで、保存と活用と言われながら、活用に軸足が置かれるという懸念があって容認できません。

それから、議第33号は賛成です。

それから、平成30年度議案の議第128号は、先ほど質疑をいたしましたように、これは容認できないという立場で申し上げさせていただきます。以上です。

○中川委員 日本維新の会会派といたしましては、全ての付託議案に賛成いたします。

○藤野委員 国民民主党といたしましては、議第18号、議第21号、議第26号、議第33号、全ての議案にわたって賛成いたします。

議第128号も賛成ではありますが、政策検討会議で5回もの議論をいただきました。4回目の中で③、⑤の確認、あるいは最後の5回目で条例案を提出するに当たっての確認事項等々もこの政策検討会議の中で確認をされました。よりよい条例ということで、我々も賛同したいと思います。以上です。

○岡委員 公明党会派としましても、今出ました案件について全て賛成をいたします。

○阪口委員長 ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、平成31年度議案、議第18号中・当委員会所管分、議第21号中・当委員会所管分及び議第26号並びに平成30年度議案、議第128号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

平成31年度議案、議第18号中、当委員会所管分、議第21号中、当委員会所管分及び議第26号並びに平成30年度議案、議第128号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、平成31年度議案、議第18号中・当委員会所管分、議第21号中・当委員会所管分及び議第26号並びに平成30年度議案、議第128号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、平成31年度議案、議第33号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

平成31年度議案、議第33号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成31年度議案、議第33号については、原案どおり決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項も含めて質問があれば、ご発言願います。

○岡委員 私は文教くらし委員会で最後の発言になると思いますので、よろしくお願い致します。いろいろあるのですけれども、きょうは1点だけ、希望も要望も含めまして、提案したいと思います。

学校の講師の身分の方々のことについて、再三私も今までいろいろな方から要望や陳情を受けた経緯があるわけですが、本県において講師の実態が最近どうなっているのかを先ほどお聞きしましたら、5年以上お勤めの方が300人余り、5年未満の方が800人余りで、合計1,200人近い方が臨時的任用講師としての仕事をされているということで

す。この人数は傾向的にどうなのかと言いますと、人数そのものは若干減っているのですが、全体の占有率を見ますとやや上がってきている。これが今の傾向かと思うのです。

それで何が言いたいかと言いますと、先ほど申し上げました、特に5年以上講師として任用されている方が300人からいらっしゃるという中で、なかなか正規職員としての採用もしてもらえなくて5年以上勤められると。この何が問題かと言いますと、処遇や待遇が正規職員とかなり違うわけです。今の働き方改革の中でも議題になってきていますように、やはりこれから同一労働、同一賃金という考え方を強めていくという国の方向です。

実は私もこの間相談を受けて初めてわかったことなのですけれども、ある講師の方が、家族の方が介護状態になって、介護休暇を取得したいと申し出たら、残念ながら講師の方の場合はそういう制度は適用されないと。私の記憶では、講師として働いている年数が5年以上の方だったように思います。これ一つ、例として私が思ったのですけれども、やはり同じ仕事をしながら、講師であるかないかによって処遇が違うということは、これから見直していかなければならないことではないかと思うわけです。

ここでお尋ねしたいのですけれども、講師の方の今後の処遇のあり方、それから職員への登用についての配慮等々を含めて、お答え願いたいと思います。

○香河教職員課長 まず講師の処遇についてですが、基本的には正規の教職員の規定に準じた内容となっており、各種手当や特別休暇については同じ内容となっています。また、給与については、人事委員会勧告を反映する等、正規教職員の給与の見直しに合わせ、同様の見直しを行っているところです。

岡委員からご指摘いただきましたように、講師の休暇の取り扱いについて、一部異なる部分もありますが、平成32年度より地方公務員法が改正され、臨時的任用職員をはじめ、臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保が求められているところであり、現在その検討を進めています。

本県で講師の先生方が果たされている役割は、大変重要であると認識しているところです。引き続き講師の処遇等について、研究を進めていきたいと考えています。

○岡委員 これから課題として前向きに取り組んでいくかのようなご答弁がありましたので、一応、了とはしたいと思っておりますけれども、私も何人かの講師の方と今までお話しさせてもらった中で、本当によく頑張っているなど。言っては悪いですがけれども、正規職員の先生よりも、学校で重要な立場で仕事をされている先生も何人かいらっしゃったように思

います。そういう方々の処遇、待遇等、それから、できることならば正規職員に優先的に採用されていくような制度ができないのかどうか。その辺について、もう一度講師の方が正規職員になりたいと思ったときに、採用試験において何か特別な配慮があるのかないのか。その辺は今、現実的に、運営的にはどうなっていますか。

○香河教職員課長 現在の教員採用試験においては、教職経験者について特別選考という形で実施をしております。この中で、講師の経験のある方で、直近5年間で通算3年以上勤務実績を有する方については、教職経験ということで特別選考を実施しているところです。この場合は、一部試験の免除をした上で選考試験を受けていただいていると。こういった形で少しでも講師の先生方が負担なく採用試験を受けていただけるような環境整備について、現在取り組んでいるところです。

○岡委員 最後に教育長に一言お願いしたいのですけれども、その前に私の意見を述べたいと思います。

教育の現場というのは、公平さを保つという上においては、もちろん試験によって選ばれるというのは大事なことだと思いますので、それはそれでいいのですけれども、教育者という立場からすると、その人の人間性やそれまでの実績、学校における生徒の評価、校長先生を含めた周りの先生方の評価というものは、一つの大きな判断材料になってくると思うのです。やはり人が人を育てる役割です、機械ではありませんので。人が財産の世界ですので、そういう意味においてもこれからの教師の採用等についても、また講師の皆さん方が安心して働ける職場をつくっていくためにも、講師の皆さん方の処遇について、同一労働、同一賃金等々、それから働き方改革等も含めて、これから課題もたくさんあると思いますので、前向きにしっかりと取り組んでもらいたいことを強く要望したいと思います。最後に教育長、これについてご感想があれば一言お願いします。

○吉田教育長 学校の中で、講師の方と教員の方は、確かに岡委員がおっしゃるように同じ仕事、担任も持っていていただいております。同一労働、同一賃金という観点からも、やはりできる限り条件を同じにしていく必要性も感じております。さらに講師の先生が採用試験を受ける際に、なかなか勉強もできない状況の中で採用試験を受けていただいておりますので、従来は加点という点数加算を行っていましたが、一部試験を免除するという形で講師の方の採用についても改善を図っておりますので、これからも講師の方の実態も十分把握しながら、できる限り講師の方が奈良県の学校現場で活躍していただけるように、私も努力してまいりたいと思います。

○藤野委員 簡潔に、質問をいたします。

児童・生徒の学力とともに体力の低下も問われています。その中で昨年、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果が出ました。中学男子以外は体力合計点で全国平均を下回ったほか、運動習慣などの課題が見られたということはありますけれども、全国順位でも中学男子が過去最高の13位になったということです。この調査結果に対して一喜一憂する必要もないと思うのですが、一つの目安として考えていかなければなりません。体力の向上のためにさまざまな取り組みを行っておられますが、その取り組み状況、あるいはこの調査を受けての感想などを述べていただきたいと思います。

○栢木保健体育課長 体力の今後ということですが、平成30年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、体力合計点において小・中学校の男女ともに、昨年度の結果を上回っており、奈良県の子どもたちの体力は徐々に向上していると考えております。特に小学生女子、中学生男女は過去最高の得点となっているので、体力は全国平均並みになってきていると考えております。

体力向上の取り組みについては、県教育委員会では、各小学校で始業前や休み時間等に運動遊びを行う一校一運動の推進や、その取り組みを支援するために、縄跳びやボール運動などを紹介し、記録を登録する「外遊び、みんなでチャレンジ!」を県教育委員会のウェブページ等に掲載しております。

中学校では、平成26年3月に中学生の体力を高める運動指導マニュアルを作成し、各中学校で体育の時間等において、体力を高める運動を行っているところです。

また、部活動の活性化を目的に専門的な知識や経験を持つ指導者がいない学校には、外部人材などを派遣して活性化に努めているところです。以上です。

○藤野委員 今、さまざまな取り組みを行っておられると答弁をいただきました。一校一運動等々も含めて、かなりそれがこの調査結果にもあらわれているのかと思います。

ただ、先ほどもおっしゃいましたように課題も見られたということで、一週間の総運動時間60分間未満の児童・生徒の割合が全国平均より多いということです。一方では毎日の睡眠時間が短く、運動習慣や生活面に課題が目立ったということです。こういった問題になれば、およそ家庭教育の問題、あるいは学校と家庭との連携等々もあると思うのですが、そういった観点からの取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

○栢木保健体育課長 この全国運動能力調査等については、各学校にデータ等を戻しております。各学校において体力と睡眠時間とのクロス集計もできるようになっていますので、

学校保健委員会や体育の授業等で、教員同士で話し合いながら、生徒の実態に合わせた取り組みを行っていただいているところです。以上です。

○藤野委員 先ほどの答弁でいみじくもおっしゃっていただきました、部活動の外部人材です。部活動と言いましても運動部だけではなく文化部もあるのですけれど、体力の面から言いますと、先ほどおっしゃっていただいた部活動の外部人材というのも非常に大切なところであって、以前の代表質問あるいは一般質問で申し上げている学校の働き方改革の中で、いわゆる長時間勤務という観点からの部活動の外部人材のさまざまな取り組みについて、教育長からも答弁もいただきました。現在、その点についての取り組みは、どのようになっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○栢木保健体育課長 先ほども申しましたように、県教育委員会では部活動の活性化を目指し、平成13年から専門的な知識や指導ができない中学校、高等学校に対して、地域の指導者等を派遣しています。今年度は中学校27校、28部に、高等学校は14校、18部に指導者を派遣しています。また、平成29年度に学校教育法施行規則の改正により、競技面の技術指導だけではなく、顧問にかわって大会等の校外での引率や部活動の管理・運営ができる部活動指導員を中学校を対象に、国庫3分の1、県費3分の1を補助し、今年度から5市町村、52名の配置を行っているところです。以上です。

○藤野委員 まだ不足している状況ですか。

○栢木保健体育課長 昨年12月に各市町村からの要望を聞いたところ、今年度以上の要望があるということですので、今年度以上の要望があると認識しております。以上です。

○藤野委員 まだ不足している状況というのは私どもの耳に届いておりますので、ここは積極的に、外部人材の登用の取り組みをぜひとも行っていただきたいと思います。

関連で、先ほど申し上げました学校の働き方改革についてですが、校務支援システムの導入をいわゆるモデル校として、香芝市の中で行われているとお聞きしました。現状をお教えてください。

○大西教育振興大綱推進課長 校務支援システムの導入状況ですが、文部科学省では働き方改革推進のための方策として、統合型校務支援システムの導入や活用を上げております。近畿でも多くの府県で導入済みで、本県でも現在4校に校務支援システムを先行導入し、学籍管理、成績管理等に機能を限定しながら運用しております。

今年度、県立学校ネットワークシステム強靱化事業で、ネットワークのセキュリティを強化、教員1人1台の校務用端末の導入にあわせて、全ての県立学校に統合型校務支援シ

システムを導入し、平成31年4月から稼働する形で現在準備を進めているところです。

○藤野委員 県立学校はかなり進んでいるとお聞きしておりますが、小・中学校のほうはいかがなのでしょう。

○大西教育振興大綱推進課長 市町村については、今年度、統合型校務支援システム導入実証研究事業という文部科学省の委託事業に応募し、奈良県は採択されております。全ての市町村への校務支援システム導入に向けた実証研究を始めているところです。

運営検討協議会等を立ち上げ、定期的に検討や情報を共有することをやっており、今年度は実証研究に4市町村が参加しています。校務支援システム構築を3月末に終えて、4月から運用を始めたいと考えております。

今後、校務支援システムを利用する市町村の拡大に向け、市町村での体制づくり、個人情報取り扱い等についても実証研究の成果を共有し、検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤野委員 取り組みをお聞きいたしました。国に対しても予算要求等々も含めて、準備を進めていただきたいと思います。

さて、文部科学省中央教育審議会において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてという最終答申が、ことしの1月25日に出ました。全8章にわたる答申が出ましたけれども、いつも質問にも取り入れています。労働安全衛生管理体制です。市町村ごとに実施状況を考慮すべき、あるいは教育委員会として産業医を選任してという項目もあります。また、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化も示されています。基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務ですが必ずしも教師が担う必要のない業務、また、教師の業務ですが負担軽減が可能な業務というように、細かく分かれているのが特徴的です。

また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の今後のあり方や変形労働時間制の導入等々も今後の議論の対象となってきますし、変形労働時間制の導入などは、取り組めるところは取り組んでいくような方向性も示されております。

さらには、勤務時間管理の適正化、業務改善・効率化への支援、先ほどから申し上げております校務支援システム、あるいは部活動の適正化も含めた取り組みも大いに今後の取り組みとして求められてきます。

今後この3年をめどに勤務実態の調査を行う、あるいは市町村ごとに把握して公表するという示されておりますけれども、中央教育審議会がこういった答申を出された、

いわゆる学校における働き方改革に関する総合的な方策、最終答申について、これはぜひとも教育長に感想なり、見解をいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○吉田教育長 子どもたちは学校で1日の大半を過ごす。そういった意味では教員が子どもたちを最前線で支えている。そんな教員が今までは自分の時間を犠牲にしながら長時間勤務を続けていた。今までのこの考え方がいいのかどうか。子どもたちが心身ともに健康であるためには、教員もやはり、もっともっと心身ともに健康であるべきだと。だから、先生方が心身ともに健康で、さらにその専門性を十二分に高めながら質の高い授業、あるいは質の高い教育活動を子どもに提供する。これがこれからの時代に求められている教育であるのではないかと。教員が子どもと向き合う時間を十分に取れるような、そんな働き方改革をあらゆる角度から我々は検証し、そして実施していく必要があるのではないかと考えております。

○藤野委員 質問を終わりますと言いましたが、1点だけ意見を申し述べますけれども、長時間勤務というのは、学校の先生方の疲弊につながっていくと。やはり子どもたちと向き合う時間を長くするとともに、先生方が元気で子どもたちと笑顔で向き合うという、そういった働き方改革が本来の求めではないかと、このように思っております。

したがって当然家庭における役割、そしてまた地域に求める役割もあると思うのですが、今後地域も含めたさまざまな取り組みを、県教育委員会がそれこそ先頭に立って、各市町村教育委員会と連携をしながら大いにこの働き方改革に進めていただきたい。こんなことを要望して、質問を終わります。

○中川委員 私からは、教育長に対して質問したいと思っております。

今年度は、県立高校をめぐってはいろいろな問題が出た年度であったと思っております。それは耐震や再編の話でした。ここまで生徒や保護者、地域の方々がみずから声を上げなければならぬという状況になったのは、進め方に反省すべき点があったのではないかと私も思っています。奈良高校をはじめ、耐震の問題にしても、誠実さが伝わっていればもっと違ったことになったのではないかともしました。

例えば、正確な情報を出せる範囲できちんと出して、この校舎のここは危ないのだと。けれども、逃げる時間はあるのではないかとか。そういう情報を出した上でアンケートなどで意見を集め、重く受けとめて、その上でまた発信をしていくと。そういうプロセスがきちんとあったのであればまた違った流れになっていたのではないのかと思ったときもあります。

高校再編をめぐっても同様で、そんなくという表現が正しいのかどうかわかりませんが、ある学校では署名活動を行っている生徒に対して学校の中でこんなことするなど、そういう先生もいらっしゃいました。

そういう個々の事象について質問をするわけではなく、最後に教育長に対して大きなくくりで質問したいと思っているのですけれども、県立高校というのは、誰のためのものだと考えているのか。そういう大きな質問をしておきたいと思います。

○吉田教育長 県立高等学校の果たす役割、そして誰のためにあるのか。それは県民のためにあると思っております。

中川委員、答えは、それだけでいいのですか。もっとですか。

(「時間があれば」「勝手に話さない」と呼ぶ者あり)

県民のために県立高校があるのも事実ですし、さらにこれからの子どものために、未来の子どものために県立高校がどうあるべきかと考えなければならないということも強く思っております。

中川委員お述べのように、本議会でも述べさせていただきましたけれども、いろいろな意味で反省すべき点は、情報の公開のおくれが中心にありますので、この件はしっかり検証して、今後に活かしていきたい所存です。

私は今、適正化計画の中で、新しい時代がやってくるので、新しい教育をどのようにしていくか。これは教員の働き方改革も同じでありますけれども、やはり教育の質をどのように高めていくかということが、今しっかり問われている時代であると思っておりますので、奈良県の子どもたちが奈良県で質の高い教育を受けて、そして社会で自立をし、未来に向かって歩いていけるような教育がどうあるべきかということを、今後も日々考えてまいります。

○中川委員 吉田教育長も教育行政のトップをされてきたわけですがけれども、その行政のあり方というの、知事の大きな方針で、予算の出し方に制約を受けていた面もあったのではないかと考えています。耐震化をしたいと思っても予算がつかなくなったらできないという面はあると思います。

これは前の教育長、富岡教育長のときも同様であったかと思えます。前教育長のときに耐震化集中期間がありました。ありましたけれども、そのときも簡単に耐震化が完了する物から手をつけて、簡単には耐震化ができない物は後回しにすると。それで見せかけの数字、簡単に耐震化が早く終わってしまった物についても1棟であるといった数え方をしま

すから、そういったゆがんだ面もあったかと思えます。

前教育長の、言ってみたら負の遺産と言いますか、全てひっくるめた形で吉田教育長も引き継いでやってきたかと思っております。前教育長のときも今の教育長のときもそうですけれども、ひっくるめて荒井県政、荒井知事の大きな方針という制約の中でしなければいけないといった面があったかと思っております。個々の知事の政策がありましたけれども、総体として私は荒井知事の県政は評価していませんし、今回の知事選挙におきましても、荒井知事ではない別の候補者を応援するといった決意を申し上げまして、私の質問は終わりたいと思っております。

○宮本委員 何点か質問させていただきますが、先ほど中川委員からも指摘がありました高校耐震化の問題で1点聞きたいのですが、先ほど前の教育長のこととは言え、お金のわからないところから順番に先に手をつけたのではないかという話だったと思うのです。

問われるのは、平成15年7月に文部科学省が示した学校施設耐震化推進指針とそれに基づく本県のガイドラインとの関係でどうだったのかということだと思っております。この平成15年7月に文部科学省が示した学校施設耐震化推進指針と本県のガイドラインは倒壊するおそれの大きな物から優先的に実施するとしていました。

ところが奈良高校の場合は、比較的たくさんの生徒が使う教室棟や、最も耐震度が、最低I s値が低いとされた体育館よりも先に格技場や倉庫が耐震化された。ここの関係は自分が責任者ではなかったとはいえ、どう受けとめるのか、改めてこういった議会の場で考えを述べていただく必要があるのではないかと思うのです。

今後の学校の安全安心を構築していく上で、国のガイドラインから外れていたのではないかと思うのですけれども、改めて現時点に立って、教育長は振り返ってみて、どう思われるかをまず初めに聞いておきたいと思えます。

○吉田教育長 再編計画が平成15年度からスタートしていましたので、その前年度あたりには計画ができていたと。その時期に、平成13年から平成19年まで耐震診断が行われていると。再編計画の中に耐震診断の結果を盛り込んでいなかったことも事実としてありました。計画を柔軟に対応するなどして、診断結果も場合によっては盛り込む必要があったのではないかと。耐震と再編とが別ルートで動いていたところを、やはり診断が行われている中でリンクをさせる必要もあったのではないかと。そんな中でガイドラインができたわけです。平成15年にガイドラインができた。ガイドラインができたときに再編が行われていますので、リンクすることができなかつたのか。

それから、ガイドラインができた後、特別支援学校の耐震化を優先していたと。明日香養護学校でご承知のように遺構が出てきました。あれが特別支援学校の耐震化の最終ですが、それも一定の期間がかかっている中で、高等学校の耐震集中期間に移っていたと。

私もその当時教育委員会に幹部として在籍しておりましたので、やはり前教育長というよりも、教育委員会の中でしっかり耐震に対する認識を持って取り組むべきであったと私自身も反省いたします。

○宮本委員 前の再編の結果と、その後から始まった耐震診断とのリンクの問題があったかとは思いますが。また、教育長自身も幹部としてかかわっておられたという反省も述べられました。

私は、この問題を調べていく中で、背景に教育委員会の分野にお金が回ってこないという実態が横たわっているように思ったのです。先日、衆議院予算委員会で奈良高校の耐震化がおくれた問題が取り上げられました。予算委員会で明らかにされたのは、教育委員会の開示資料として出されている、奈良高校の建てかえをめぐる打ち合わせ等記録という文書でした。これは平成27年5月の打ち合わせです。打ち合わせ場所は学校支援課の会議スペースで、奈良高校の校長や学校支援課職員などとの打ち合わせです。

この記録によりますと、奈良高校の校長先生が、平成27年5月に、耐震化を求めています。校長が改築等にかかる業者委託の予算など、現在の状況を教えてほしいと言ったのに対して、当時の学校支援課長は、平成27年度にはつかなかったと。適正化配置の動きによっては、具体的な検討がどこまでできるか、と交わすと。そして耐震化の方向性と適正化配置は影響し合うということをして述べて、学校支援課耐震整備係の方が、知事から教育委員会に対して、平成26年度中に適正化配置を決めることという指示があって、予算がゼロ査定になったという生々しいやりとりが記録として国会でも明らかにされているわけなのです。それでも当時の奈良高校校長は、生徒の命にかかわることなので、できる限り早く取りかかってほしいと言っているのですが、教育委員会側は言を左右にして取り合わない。でも最後にまた奈良高校の校長先生は、生徒の命にかかわることなので、本来は改築のほうが大事だと思う。早急な検討についてよろしく願いすると、こう言われているのです。

これはやはり、再編成を優先させたということが、この平成27年の、平成26年度からの指示であったのではないかと私は受けとめたのです。お金がないということが大前提に、耐震化の問題も議論をしていたのではないかとということが、こういうやりとりから見

ると疑われるのですけれども、その辺はいかがお感じですか。

○吉田教育長 今回のやりとりですと疑われるかもわからないと思いますけれども、私の認識はそれとは違います。平成26年度中に適正化を完成させよと言われたこともございませんし、これは表にも資料が出ていると思うのですけれども、生徒減少が伴う中で、北部の4校の学校を再編するという案を平成26～27年度には出していたと思います。議論もされてきました。4校再編というのは、平城高校と奈良高校の統合、それから登美ヶ丘高校、西の京高校をどのように新しい学校にするかということから、3校再編というふうの流れにあっておりますので、適正化をとにかく早く実行せよというような財政的なことは私自身は考えておりません。

逆に、4校再編から教育の質を高めるという方向にいくべきだというご意見もいただきましたので、そういった4校再編から、新たなステージに考えを向かうことができたと認識しております。

○宮本委員 続けて、平成27年12月の打ち合わせ等記録では、吉田教育長の指示事項として、奈良高校の体育館、屋内運動場の平成27年、平成28年の債務工事は中止をするという話が出まして、打ち合わせ結果というところを見ますと、それはお金の問題か、それとも統廃合の問題かというように、適正化の話でいろいろと検討があったと。やはり統廃合のことがあるからちょっと待ってくれというようなやりとりで、結局生徒の命を守る耐震化よりも適正化を優先させた結果になっているという記録が示されているわけなのです。

私はこういった物を見るにつけて、教育委員会全体が十分な予算を要求できないような、何かに縛られているのではないかと強く感じるのです。決してそんなことはありませんという顔をされましたが、その辺はどうなのですか。

○吉田教育長 そんなことはないです。奈良高校の耐震化をいち早くできる手法についても、実際検討しておりました。例えば奈良工業高校跡地に新設の学校をつくる場合にどれぐらいの工期がかかってどれぐらいの費用がかかるのかということも、現に検討しておりますので、全てお金の問題を中心に検討したということではないと認識しております。

○宮本委員 決してお金の問題ではないのだという立場ですが、それはそうとして、昨今いろいろと特別支援学校の分野では、非常に厳しい話が入ってきております。例えば、私の事務所でもインターンシップの学生が来ていますので、私が学生時代、養護学校教員を目指して勉強していたという話の中で、特別支援学校の見学に行こうということで、行っ

てまいりました。そうしますと、非常に厳しい現状が語られます。

先日、盲・ろう学校に行ってみますと、とにかく備品購入の予算が大変厳しいのだという話です。例えばICT教育と言われるのは非常にいいことだと。ろう学校の児童・生徒の場合ですと、手話を使った教育をしますので、児童・生徒は授業を受けるときは必ず前を見て、先生の手話を見ながら教科書、あるいはノートの筆記をするわけですので、目を下に落とす時間はなるべく少ないほうが効果的ですから、先生方は教科書を拡大して黒板に貼りたいわけです。そこで電子黒板がありますと、ぱっと映し出せるということで非常に助かるのですが、これがなかなか数が入っていない。

片や地域の公立小学校に行きますと、かつての麻生内閣が末期に、ICT化だと言ってばあつとばらまきましたから、例えば校長室に電子黒板が2台も3台も置いてあると。なんでここにあるのですかと聞いたら、使いきれないのだと。教室に入りきれないのだということです。

片やろう学校に行きますと、数台ある電子黒板を行ったり来たりさせて、非常に苦しい現状がありました。先生方はどうしているかというと、電子黒板がありませんから、かといって拡大コピーをする予算もないので、生徒のために授業が終わった後、クラブ活動も見たその後に、模造紙に手書きで教科書を書き写して、暗い教室で教材づくりをされているという話です。私は聞いていて涙が出ます。その黒板に貼った教科書で手話を交えて授業をされる。

これは本当にお金がないのですか、あるのですか。どうなのですか。

○吉田教育長 全体的なお金の話を申し上げますと、クーラーを育友会設置から全て県費にさせていただいております。これもかなりの高額な予算をいただきました。それから教員1人1台のパソコンの整備に、10億円相当のリースの予算を確保しています。それから耐震化を完成するという予算も大きなところでは確保しています。それから長寿命化対策の中で、トイレの洋式化をすべき、あるいは教室のICT化をしていく必要があるのではないかなど、いろいろなお意見いただいておりますので、予算化を今後どうしていくか。

ただ、個別に宮本委員がおっしゃいましたような、ろう学校において電子黒板の必要性といったものは我々としては、至急何とか対応することは可能ですので、全ての学校に入れる施策ではありませんので、個別対応できる範囲では当然お金はあります。

○宮本委員 お金はありますという答弁でしたので、至急、困っていることはないかを、

特別支援学校の校長先生といっても、全体でも数名のことですので、ぜひ聞き取っていただいて、対応していただきたいと思います。

あわせて申し上げておきますと、盲学校は非常にスポーツを熱心に頑張っておられます。フロアバレーといって、ネットを体育館の床に張って行うバレーや、グランドソフトボールといって、球を転がして打つ、座って守るという競技。中でもゴールボールというスポーツは音の鳴るバスケットボール大のボールをすごいスピードで転がして、それを身体でとめるという競技です。非常に当たりどころが悪ければ痛みを伴うのですが、とめたときの快感がすごくあるということで、世界大会まであるといわれる競技なのですが、残念ながらボールがないということです。高価な物なのですかと聞くと、高価ですと言うのですが、聞いたら5万円程度だということです。そういうスポーツをやりたいという方が非常にふえて全国大会、世界大会にもつながっているような競技ですよ。

オリンピックやパラリンピックの誘致とかいろいろ言っていますけれども、私はきちんとそういう声にも耳を傾けていただきたいということを、教育長はうなずかれていますので、申し上げておきたいと思います。

最後に、お金の話ばかりになるのですが、2点お聞きします。1点はちょっと答えにくいと思うのですが、奈良高校の耐震強度が不足している問題で、今回450万円ほど使って耐震強度の強化工事がなされるということで、その見通しがどうなのかという問題はあるのですが、この問題を受けて、保護者が危険な校舎の使用停止を求めて仮処分の申し立てを行っているということです。これをどう受けとめているのかということをお聞きしたいのが1つと、それから、奈良高校で仮設校舎を建てるまでの間、恐らく1学期までの間、2学期に差しかかるかどうかと言われていますが、城内高校跡地の校舎に移転をして使用するというので、交通費が奈良高校に通っている以上に発生する生徒もおられるので、当然そこは助成をするべきではないかということで、昨日質問状の提出があったと報道で聞いております。この助成は当然するべきではないかと私は思うのですが、お金があると教育長はおっしゃいましたので、その点の考えを最後に確認しておきたいと思います。

○吉田教育長 お金があれば全てを対応するのかということですが、できるものできないものが当然あります。基本的にI s値0.3から0.7未満の校舎についてはできる限り使わない工夫ができるのかということも含めながら、使う場合にはできる限りの対応をしていこうと。450万円で何をするかということをきっちり説明して安心してい

ただ、I s 値 0.7 以上にならないと完全に安心にはなりませんけれども、完全耐震化に向かうまでの間はきっちり説明をして、I s 値がどうなっているかという不安があるようでしたら、それに対してどう応えるのかということ、こちらとしてはしっかりやっていくと。

それから、交通費に関してもできるできないをきちんと説明させていただきたいと思いますが、できるできないは、今検討しているところです。

○宮本委員 仮処分の申し立てに対する所感も聞いておきたいのですが、答えられないのですか。

○吉田教育長 今申し上げましたように、仮処分を申し立てておられる方に対して、どのようにきちんと説明責任を果たすかについては、我々が何をしようとしているかを明確に説明させていただくことでもって、しっかり対応していきたいということです。

○宮本委員 わかりました。これまで教育長がなかなか説明会に姿をお見せにならないということが大分批判をされておりますので、ぜひ積極的に足を運んでいただくことをお願いしておきたいのと、交通費については、検討の余地なしで助成するべきだと。何を検討しているのかという話だと思いますので、このことを申し上げておきたいと思いました。以上です。

○阪口委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○田中副委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長が進行させていただきます。

○阪口委員長 私は、文教くらし委員会が多かったかと思います。今回、文教くらし委員長をさせていただき、奈良高校の保護者からはたくさんメールや相談が来ました。質問に対してはそれなりに、家に帰って1時間、1時間半、私のわかる範囲でご回答させていただいたり、対応をさせていただきました。

それはさておき、質問としましては、正式に奈良高校の保護者、育友会の方から陳情を受けたのは1件です。それについては、文教くらし委員会を臨時に開催し、文教くらし委員会の意見をまとめて吉田教育長に提出したところです。その中で奈良高校の仮設校舎建設など、かなり進んだ部分もあると思いますが、今保護者が特に悩んでおられるのが、部活動のことなのです。やはり中学生、高校生は、部活動を非常に大事にしています。城内学舎と奈良高校に分かれたときに、部活動ができるのだろうか。これについては、私も本会議でシャトルバスを運行してあげてくださいと言いました。そのシャトルバスはどう

なったのか。

もう一つは、多分教育委員会はかなりやってくれていると思うのですが、保護者は特に、不安が大きいわけです。城内学舎へ行ったときに環境整備がどのようになされているのか。この2点について、お聞きしたいと思います。

○大西教育振興大綱推進課長 シャトルバスの状況についてお答えします。

今ありましたように、前回の議会でも部活動でともに動く場合において、城内学舎と奈良高校本校との間に生徒の行き来を運用できないかということで検討してまいりました。現在4月からの運行を検討しているところですが、円滑に運用するために、ルートや時間等を確認するというのを踏まえて、3月中に試走を行う計画を立てております。シャトルバスについては一定、そういう形で取り組ませていただいているところです。以上です。

○中西学校支援課長 城内学舎の環境整備はどうなっているかというご質問です。

城内学舎には、I s 値0.7未満の耐震性の確保ができていない建物が3棟あります。この耐震性の確保ができていない建物への対応です。

まず管理特別教室棟の最少I s 値が0.34で、北側ゾーンで0.34、南側ゾーンで0.58という建物です。この建物については、I s 値0.34の北側の部分は理科室等の特別教室ですので、ここは使用しないということです。南側ゾーンについては、応急補強等の対応工事を現在実施しており、3月下旬には完了する見込みです。

それから、環境整備ということで、IT環境の関係で、教員の業務用と生徒の学習用のコンピューターネットワークの普及ですけれども、これも進んでおり、施設整備の修繕、それから校舎内部の清掃もあわせて現在実施をしているところです。

それから、城内学舎で利用する物品につきましては、今の法蓮学舎のほうから持っていく物がありまして、移転のための運送業者を選定しているところです。新たに購入しなくてはならない物とあわせて、不足のないように対応をしてまいりたいと考えています。以上です。

○阪口委員長 シャトルバスにつきましては、ここで詳細を聞いても時間がかかりますので、本数や、どういう時間帯にシャトルバスを通すのかは、また担当者にお聞きしたいと思います。

奈良高校の保護者の方は不安を持っておられますので、いろいろな点につきまして、環境整備等をよろしく願いいたします。以上です。

○大西教育振興大綱推進課長 済みません、つけ加えての情報です。

先ほど3月にシャトルバス運行の試走を行うということでしたが、本日からさせていただきますので、申し添えておきます。本数等につきましても、わかりましたらご連絡させていただくようにします。以上です。

○田中副委員長 それでは委員長とかわります。

○阪口委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に委員長報告についてであります。本会議で討論をされる場合は、委員長報告に意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、平成31年度議案、議第18号中・当委員会所管分、議第21号中・当委員会所管分及び議第26号並びに平成30年度議案、議第128号について討論されますか。

○宮本委員 はい。討論いたします。

○阪口委員長 では、委員長報告に意見を記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思います。

昨年7月より委員各位には、当委員会所管事項であります、学校教育等の充実並びに生活環境行政の充実等につきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について、積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを議員各位及び理事者の皆様方に深く感謝申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。